

倉敷市児島モーターボート競走場スタンド棟施設整備事業

公募型プロポーザル評価基準

令和5年4月

倉敷市

目次

1. 総則	2
(1) 目的	
(2) 優先交渉権者の決定方法	
(3) 選定委員名簿	
2. 評価方法	3
(1) 実績・体制評価	
(2) 技術提案評価	
(3) 提案価格評価	
(4) 優先交渉権者及び次点候補者の選定	
3. 評価基準及び評価項目・配点等	4
(1) 実績・体制評価基準	
(2) 技術提案評価基準	
(3) 提案価格評価基準	
4. VE提案の評価	5
5. 参加者が1者の場合の取扱い	5
6. 優先交渉権者の決定	5

別表1 実績・体制評価基準（評価項目及び配点）

別表2 技術提案評価基準（評価項目及び配点）

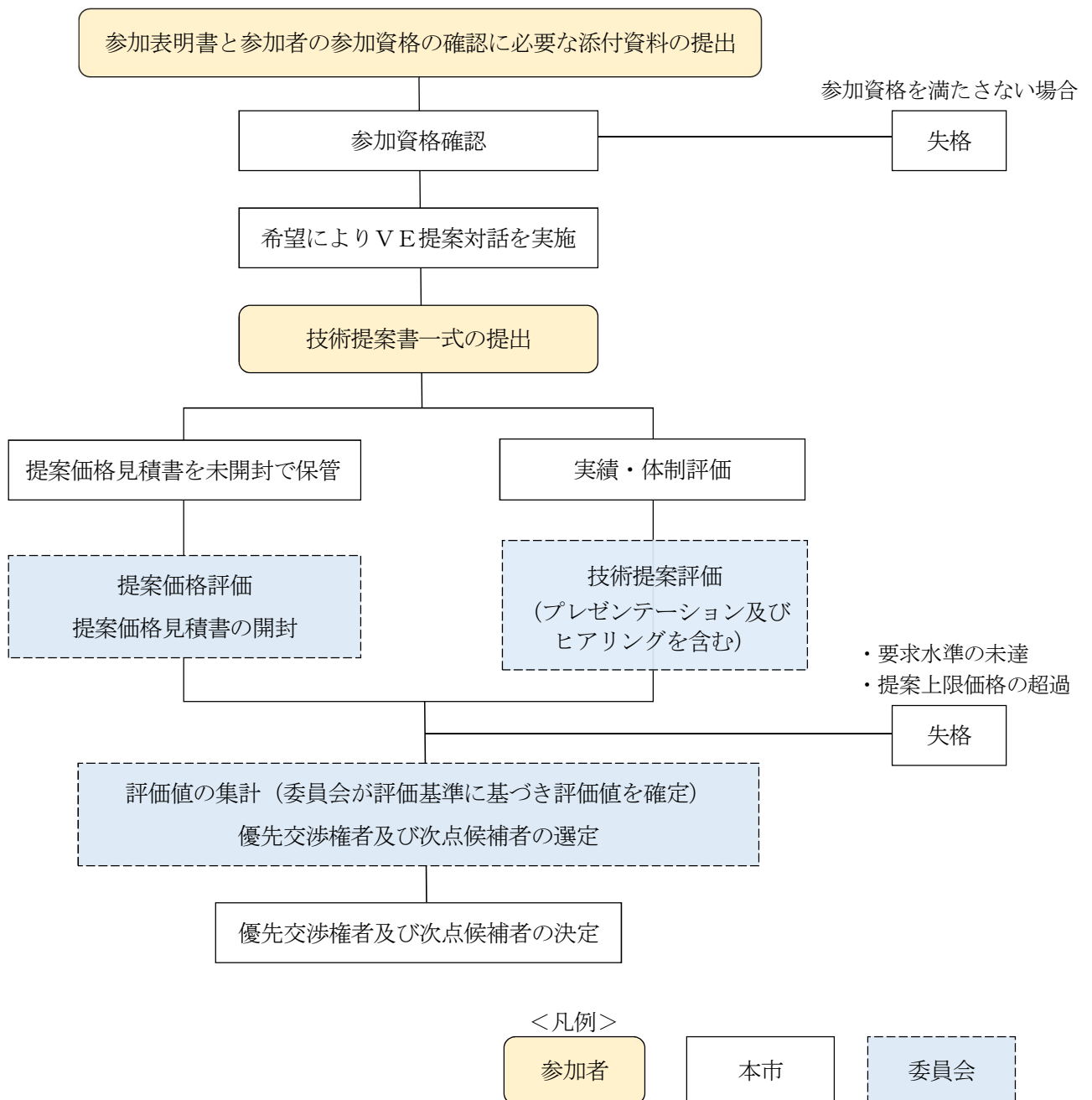
1. 総則

(1) 目的

本評価基準は、倉敷市児島モーターボート競走場スタンド棟施設整備事業（以下「本事業」という。）公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）「12. 評価の実施及び結果の通知」に記載する倉敷市児島モーターボート競走場スタンド棟施設整備事業者選定委員会（以下「委員会」という。）における評価方法のほか、評価にあたっての評価項目、配点等の必要事項を定めるものである。

(2) 優先交渉権者の決定方法

優先交渉権者は、以下に示すフローにより倉敷市（以下「本市」という。）が決定する。



(3) 選定委員名簿

実施要領「12. 評価の実施及び結果の通知」に記載する選定委員会の委員は、以下に示すとおりである。

	氏名	所属・役職
委員	堀 裕典	岡山大学環境生命自然科学学域 准教授
委員	中地 清二	一般財団法人日本モーターボート競走会 児島支部 執行役員
委員	川津 大輔	一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会 常務理事
委員	本間 俊也	一般財団法人BOATRACE振興会 施行者総合支援部 マネージャー
委員	亀山 貴之	倉敷市建設局 局長
委員	仁科 隆晴	倉敷市建設局 参与
委員	林 保典	倉敷市ボートレース事業局 参与

2. 評価方法

選定委員会により、実績・体制、技術提案、提案価格について評価を行う。

(1) 実績・体制評価 (配点20点)

参加者及び本業務に配置予定技術者の実績を評価するため、実績・体制評価に係る提案書(様式7-2)を「3. 評価基準及び評価項目・配点」の基準により事務局が定量評価を行い、その結果を委員会に報告し評価する。

(2) 技術提案評価 (配点140点)

本業務に対する参加者の提案内容及び本業務担当者の業務理解度や取組意欲等を評価するため、技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を「3. 評価基準及び評価項目・配点」の基準により委員会の各委員が評価する。

(3) 提案価格評価 (配点40点)

提案価格を評価するため、参加者より提出された提案価格書(様式7-7)に記載された金額(提案価格)を「3. 評価基準及び評価項目・配点」の基準により事務局が定量評価を行い、その結果を委員会に報告し評価する。

(4) 優先交渉権者及び次点候補者の選定

ア 実績・体制評価、技術提案評価及び提案価格評価の評価点を加えた合計評価点を算定し、参加者の順位を決定する。

- イ 順位が1位の参加者を優先交渉権者、2位の参加者を次点候補者とする。
- ウ 合計評価点と同じ場合は、評価値の端数処理を行わずに比較し、高い数値の者を上位とする。
- エ 上記ウにおいても、同じ評価点であった場合には、技術提案評価の評価点の高いものを上位とし、さらに同点の場合には、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には委員長の決するところにより選定する。

3. 評価基準及び評価項目・配点等

各評価の評価項目、配点等については、別表のとおりとする。

(1) 実績・体制評価基準

実績・体制評価は、別表1の評価の視点をもとに、満たす項目数により、次の評価基準によりA～Cの3段階の評価を行う。なお、評価点は、小数点以下第2位までとし、小数点以下第3位を四捨五入した数値とする。

(評価基準)

評価	評価指標	加算割合
A	2項目が満たされている。	配点×1.0
B	1項目が満たされている。	配点×0.75
C	該当する項目がない。	配点×0.5

(2) 技術提案評価基準

技術提案評価は、別表2の評価の主な視点をもとに、各委員の評価点を項目ごとに平均して算出する。平均の算出にあたっては、小数点以下第2位までとし、小数点以下第3位を四捨五入した数値とする。

また、技術提案評価において、各委員は提案された内容を踏まえた上で、評価項目ごとに以下の5段階で評価を行い、各項目に割り振られた配点に加算割合を乗じた点数をもってその項目の評価点とする。

(評価基準)

評価	評価指標	加算割合
A	非常に優れた提案がなされている。	配点×1.0
B	優れた提案がなされている。	配点×0.75
C	標準的な提案がなされている。	配点×0.5
D	標準には及ばない提案がなされている。	配点×0.25
E	評価できる提案の記載がない。	配点×0

(3) 提案価格評価基準

提案価格評価は、各参加者の提案価格を次式に従って算定する。提案価格評価点は、上限を40点とし、評価点の算出は小数点以下第2位までとし、小数点以下第3位を四捨五入した数値とする。なお、提案上限価格を超えた参加者は失格とする。

(算定式)

$$\text{提案価格評価点 (点)} = \frac{\text{最低提案価格}}{\text{提案価格}} \times 40 \text{点}$$

※提案価格とは、参加者の提案価格

※最低提案価格とは、全参加者の提案価格の内、最低の提案価格

4. VE提案の評価

VE提案対話において、費用減少の効果が見込まれ、本市が「可」と判断したもののうち、参加者が採用したVE提案については、提案価格に反映されるものとみなし、原則として技術提案評価の評価点には影響しないものとする。

機能向上や工期短縮の効果が見込まれるものについては、技術提案評価にて評価されるものとする。

5. 参加者が1者の場合の取扱い

参加者が1者のみの場合であっても評価を実施し、評価点が6割以上の場合は、優先交渉権者として選定する。

6. 優先交渉権者の決定

本市は、委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

別表1 実績・体制評価基準（評価項目及び配点）

分類	評価項目	評価の視点		配点
参加者の業務実績	設計企業	a	公営競技場で、延べ2, 850㎡以上の建築物の新築、増築、改築又は改修の実施設計業務を元請けとして履行した実績を有している。	2.0
		b	不特定多数が利用する建築物で、その使用を継続しながら実施した改修の実施設計業務を元請けとして履行した実績（規模、用途は問わない）を有している。	
	施工企業	a	公営競技場で、延べ2, 850㎡以上の建築物の新築、増築、改築又は改修の施工業務を元請けとして履行した実績を有している。	2.0
		b	不特定多数が利用する建築物で、その使用を継続しながら実施した改修の施工業務を元請けとして履行した実績（規模、用途は問わない）を有している。	
	監理企業	a	公営競技場で、延べ2, 850㎡以上の建築物の新築、増築、改築又は改修の工事監理業務を元請けとして履行した実績を有している。	2.0
		b	不特定多数が利用する建築物で、その使用を継続しながら実施した改修の工事監理業務を元請けとして履行した実績（規模、用途は問わない）を有している。	
配置技術者の業務実績	統括責任者	a	平成31年国土交通省告示第98号別添二第三号から第十二号までに掲げる種類の建築物で延べ2, 850㎡以上の新築、増築、改築又は改修の施工業務における監理技術者、又は現場代理人としての実績を有している。	2.0
		b	不特定多数が利用する建築物で、その使用を継続しながら実施した改修の施工業務における監理技術者、又は現場代理人としての実績（規模、用途は問わない）を有している。	
	設計管理技術者	a	平成31年国土交通省告示第98号別添二第三号から第十二号までに掲げる種類の建築物のうち観覧場の用途に該当するもので、延べ2, 850㎡以上の新築、増築、改築又は改修の実施設計業務における管理技術者、又は主任技術者としての実績を有している。	2.0
		b	不特定多数が利用する建築物で、その使用を継続しながら実施した改修の実施設計業務における管理技術者、又は主任技術者としての実績（規模、用途は問わない）を有している。	
	設計主任技術者	a	各設計主任技術者が、平成31年国土交通省告示第98号別添二第三号から第十二号までに掲げる種類の建築物のうち観覧場の用途に該当するものの新築、増築、改築又は改修の実施設計業務における管理技術者、主任技術者、又は担当技術者としての実績（規模は問わない）を有している。	2.0
		b	各設計主任技術者が、不特定多数が利用する建築物で、その使用を継続しながら実施した改修の実施設計業務における管理技術者、主任技術者、又は担当技術者としての実績（規模、用途は問わない）を有している。	
現場代理人	a	平成31年国土交通省告示第98号別添二第三号から第十二号までに掲げる種類の建築物の新築、増築、改築又は改修の施工業務における監理技術者、主任技術者、又は現場代理人としての実績（規模は問わない）を有している。	2.0	
	b	鉄筋コンクリート造、又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で延べ5, 700㎡以上の新築、増築又は改築の施工業務における監理技術者、主任技術者、又は現場代理人としての実績（用途は問わない）を有している。		

分類	評価項目	評価の視点		配点
配置技術者の業務実績	監理技術者	a	平成31年国土交通省告示第98号別添二第三号から第十二号までに掲げる種類の建築物の新築、増築、改築又は改修の施工業務における監理技術者、主任技術者、又は現場代理人としての実績（規模は問わない）を有している。	2.0
		b	鉄筋コンクリート造、又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で延べ5,700㎡以上の新築、増築又は改築の施工業務における監理技術者、主任技術者、又は現場代理人としての実績（用途は問わない）を有している。	
	監理管理技術者	a	平成31年国土交通省告示第98号別添二第三号から第十二号までに掲げる種類の建築物のうち観覧場の用途に該当するもので、延べ2,850㎡以上の新築、増築、改築又は改修の工事監理業務における管理技術者、又は主任技術者としての実績を有している。	2.0
		b	不特定多数が利用する建築物で、その使用を継続しながら実施した改修の工事監理業務における管理技術者、又は主任技術者としての実績（規模、用途は問わない）を有している。	
	監理主任技術者	a	各監理主任技術者が、平成31年国土交通省告示第98号別添二第三号から第十二号までに掲げる種類の建築物のうち観覧場の用途に該当するものの新築、増築、改築又は改修の工事監理業務における管理技術者、主任技術者、又は担当技術者としての実績（規模は問わない）を有している。	2.0
		b	各監理主任技術者が、不特定多数が利用する建築物で、その使用を継続しながら実施した改修の工事監理業務における管理技術者、主任技術者、又は担当技術者としての実績（規模、用途は問わない）を有している。	
計				20.0

- ・ 公営競技場とは、日本国内のポートレース場、中央競馬場、地方競馬場、競輪場、オートレース場をいう。
- ・ 評価の対象となる実績については、日本国内において平成20年4月1日以降に当該業務が完了している実績とする。
- ・ 実績の面積規模については、1棟（開放廊下でつながっているものは1棟とみなさない）とする。
- ・ 増築、改築又は改修の実績にあっては、当該部分の延べ面積に限る。
- ・ 「使用を継続しながら実施した改修」とは、改修対象の建築物と、建築基準法上の同一棟であり、かつ改修対象の部分と同一用途として、対象外の部分の使用を継続しながら実施した改修をいう。
- ・ J Vその他の構成員としての実績の取扱いについては、実施要領「4. 参加資格」の記載に準じる。

別表2 技術提案評価基準（評価項目及び配点）

分類	評価項目		評価の主な視点	配点	
業務全般に関する提案	1) 業務実施体制に関する提案	DB方式の特性を踏まえた実施設計、施工、監理の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務実施方針、実施体制が具体的に明示されているか。 ○ 統括責任者を中心に、設計、施工、監理チームが一体的に機能し、発注者との十分な連絡、連携が図れ、柔軟に対応可能な体制であり、かつボートレースを開催しながらの業務実施に関しても十分に考慮がなされている体制の提案がされているか。 	5.0	25.0
	2) 品質・コスト・事業全体工程管理の体制と手法等の提案	ボートレース運営継続を前提とした合理的かつ技術力を活かした事業全体工程の計画及びその管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボートレースを開催しながら事業を行うために、重要となるポイントを十分に理解した上で、事業全体の工程計画及び工程管理の具体的な方法が提案されているか。 ○ マイルストーンの設定や進捗・工程管理について具体的な提案がされているか。 ○ 工期短縮に関して、合理的かつ具体的な工程管理の提案がされているか。 	5.0	
		実施設計から施工完了まで一貫した品質管理、コスト管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施設計段階から施工完了まで一貫して、品質とコストを管理する体制や、具体的な方法が提案されているか。 ○ 発注者の要求品質を、的確に設計・施工に反映する有効策が提案されているか。 	5.0	
	3) 地域振興・地域経済への貢献の提案	市内企業との連携や、その他地域経済活性化に資する取り組みについて	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内業者が、構成企業、又は協力企業となっているか。 ○ 市内業者へ発注する数値目標はどの程度か（但し、3次下請負又は再委託までの数値目標に限る。）。 ○ その他地域経済活性化に資する具体的な取組みが提案されているか。 	10.0	
設計に関する提案	1) 基本設計を踏まえ、より魅力的、合理的な施設設計の提案	より魅力的、合理的な観覧施設のコンパクト化に対して有効な方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ ファンサービス向上や観覧機能向上を目指した、より魅力的な観覧施設の具体的な提案がされているか。 ○ より合理的な観覧施設のコンパクト化に対する具体的な提案がされているか。 	10.0	60.0
		来場促進及び多様なニーズへ対応する有効な方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボートレース児島への来場促進に実効性のある具体的な提案がされているか。 ○ 来場者に親しまれ、誰にでもわかりやすく、利用しやすい施設づくりの具体的な提案がされているか。 	10.0	
	2) 「ボートレース児島ならではの」の魅力あふれる施設設計の提案	ボートレース児島の魅力を活かし、「ボートレース児島ならではの」の施設づくりに向けた具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボートレース児島の魅力を活かした施設づくりの具体的な提案がされているか。 ○ 「ボートレース児島ならではの」として評価できる提案がされているか。 	10.0	
		多世代が集う交流と賑わいを創出する有効な方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもから大人、若者から高齢者まで、多世代が楽しめ、地域に拓かれた賑わいの場となる施設とするために有効な方法が提案されているか。 ○ 既存のファンのみならず、新規ファン獲得に向けた具体的な提案がされているか。 	10.0	
	3) 安心・安全な防災機能を有した施設設計の提案	地域の防災機能のひとつとして、安心・安全の支えとなる施設とするための具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の緊急避難施設として、機能及び安全性を維持できる合理的な構造・設備計画が提案されているか。 ○ 避難施設としての質を向上させるため、建物施設の具体的で実現性が高い利活用方法が提案されているか。 ○ 想定される地震や津波、高潮等の災害に対しても一定の機能が維持できる提案がされているか。 	10.0	
	4) 環境に配慮した施設設計の提案	イニシャルコスト及びライフサイクルコストを想定し、経済的で環境にやさしい施設とするための具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライフサイクル全般にわたって、コストの縮減につながる実効性の高い具体的な提案ができていないか。 ○ 倉敷市が目指すゼロカーボンシティ実現に向け、環境にやさしい施設とするための具体的な提案ができていないか。 ○ 将来の変化に対して、柔軟性の確保へ配慮した具体的な提案がされているか。 	10.0	
施工に関する提案	1) ボートレースの開催に配慮した施工計画、仮設計画、ローリング計画の提案	ボートレースの開催に対する各種の影響に配慮し、かつ来場者や職員、場内従業員等の安全性・利便性を確保するための施工計画、及び仮設計画の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボートレースの開催に対する工事の各種影響を十分に理解した上で、安全性・利便性を確保するための具体的な仮設計画、施工計画が提案がされているか。 ○ 競走水面に対する工事の影響に関して、具体的な仮設計画が提案されているか。 	10.0	40.0
		各種設備の盛替えや既存改修から解体、増築まで一連の工事を連続して行うローリング計画の課題、及びそれを解決するための方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボートレースを開催しながら各種の工事を行う上でのローリング計画の課題、及びそれを解決するために実現可能で具体的な方法が提案されているか。 	10.0	
	2) 施工段階での品質・工事実施工程・リスク管理方法等の提案	ボートレースの開催を考慮した工事の実施工程計画及び実施工程管理や、リスク管理の具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボートレースを開催しながら各種の工事を行うことを十分に理解した上で、重点管理事項が抽出され、レースに影響を与えることのない実施工程計画及び実施工程管理や、リスク管理の具体的な方法が提案されているか。 	10.0	
		施工中の品質管理方法、施工精度を確保するために有効な方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施工段階における実効性のある品質管理体制、及び施工精度を含む施工品質確保に有効な方法について具体的な提案がされているか。 	5.0	
3) アフターフォロー・維持管理への提案	供用開始後の設備機能の確認方法、機器の調整が必要となった場合の対応方法や連絡体制、フォローアップ体制、期間などの具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 供用開始後の各種設備機能の確認方法、又は各種設備機器の調整が必要となった場合の対応方法や連絡体制、フォローアップ体制、期間などについて具体的な提案がされているか。 	5.0		
独自提案	1) スタンド棟施設整備事業の魅力を高める独自の提案	評価基準や要求水準書等に記載されていない、より合理的で魅力的な独自の提案	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業の対象業務範囲にとらわれず、将来も含めたスタンド棟施設整備全体を見据えて、より合理的で魅力的な独自の提案がされているか。 ○ 完成した施設を魅力あるものとするために、イベントホール、イベント広場などの運用方法や、屋上広場の活用方法など、ソフト的な面からも提案がされているか。 	15.0	15.0
計				140.0	